

練馬区告示第 3 9 5 号

施設の清掃を実施するため、練馬区立区民ホール条例(平成元年 3 月練馬区条例第14号)第 5 条ただし書および練馬区区民センター施設使用条例(平成元年 3 月練馬区条例第18号)第 3 条第 2 項に基づき、関区民センターに属する施設等下記のとおり休館する。

令和 8 年 8 月 3 日

練馬区長 吉 田 健 一

記

- 1 休館期日  
令和 8 年 8 月 23 日 (日)
- 2 関区民センターに属する施設等  
練馬区立関区民ホール  
練馬区立はつらつセンター関